

佐野市監査委員告示第13号

定例監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和5年11月21日

佐野市監査委員 篠原 偉治

佐野市監査委員 金子 保利

第1 監査箇所

教育部（教育総務課、学校適正配置課、学校管理課、学校教育課、教育センター、生涯学習課、文化財課）

第2 監査期間

令和5年10月2日から同年11月21日まで

第3 監査の結果

1 教育総務課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

2 学校適正配置課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

3 学校管理課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

4 学校教育課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

5 教育センター

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

6 生涯学習課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。

7 文化財課

予算の執行は適切に行われており、経理事務についても関係帳簿の計数に誤りがなく適切に処理されている。